鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会公募委員募集要領

１　目　的

鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会（以下「協議会」という。）において、浄化槽管理者に対する行政指導、普及啓発及び支援施策等の検討にあたり、浄化槽管理者の視点を反映させることを目的に委員の公募を行うものとする。

２　募集内容

（１）募集人数

若干名

（２）委員任期

任命の日から２年間

（３）応募資格

鳥取県内に住所を有する方で、次の要件を全て満たすこと。

ア　自宅で浄化槽を使用しており、浄化槽施策について積極的に発言できること。

イ　令和７年６月３日時点で満１８歳以上であること

ウ　県内で平日昼間に開催する協議会に出席できること。

エ　鳥取県暴力団排除条例（平成２３年鳥取県条例第３号）に規定する暴力団員等でないこと。

オ　国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員及び県職員でないこと。

（４）募集期間

令和７年５月２０日から同年６月３日まで（必着）

（５）応募方法等

ア　応募書類の作成

(ア)　応募用紙に必要事項を記入する。

(イ)　応募動機、浄化槽やその施策に対する考え、協議会で活かしたい知見などを任意様式で作成する。（４００字程度）

イ　応募書類の提出

次のいずれかの方法でアに規定する書類を募集期間内に提出する。

(ア)　郵送

(イ)　ファクシミリ

(ウ)　電子メール

(エ)　直接持参

（６）その他

ア　提出された書類の返却は行わないものとし、当該書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。

イ　委員に就任した場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた場合も同様である。

ウ　協議会を公開で開催した場合、公募委員は、同会の議事録など、協議会関係の資料（氏名及び発言内容）は全て公開されることに同意したものとして取り扱う。

エ　その他、公募に関する具体的な手続については、水環境保全課が決定する。

３　応募書類提出先・問合せ先

〒６８０－８５７０　鳥取県生活環境部自然共生社会局水環境保全課　上下水道担当

電話：０８５７－２６－７４０１／ファクシミリ：０８５７－２６－７５６１

E-mail：mizukankyouhozen@pref.tottori.lg.jp

４　協議会の概要

　　令和元年に改正された浄化槽法（令和２年４月１日施行）により、地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるとされ、本県においては令和３年度に設立し、次項に掲げる事項について協議を行っている。

（１）所掌事項

　　ア　浄化槽管理者等への支援に関する事項

イ　浄化槽の適正な維持管理に関する事項

ウ　浄化槽の整備に関する事項

エ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する事項

オ　浄化槽関係者の技術力向上に関する事項

カ　その他、浄化槽の整備及び適正な維持管理に関する事項

（２）委員構成

　　　有識者、関係団体、指定検査機関、公募、行政（約２５名）

（３）開催回数

年３回程度

（４）その他

県の規定に基づき報償費及び特別旅費を支給

附　則

この要領は、令和７年５月２０日から適用する。